

四日市港管理組合総合評価方式の運用ガイドライン(令和6年度版)
の改正概要について【令和6年8月より適用予定】

令和6年7月31日

四日市港管理組合では、下記の内容について改正を予定しています。

1 主な改正予定内容

(1) 建設工事における評価値算出及び加算点算出のための端数処理

入札参加者の応札額を適正に評価する為、評価値や加算点の端数処理の考え方を下記のとおり改めます。

改正前	改正後
6-2(1) 評価値の算出方法 エ 評価値は <u>小数第6位以下を切り捨て、</u> 小数第5位まで表示する。	6-2(1) 評価値の算出方法 エ 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は 小数第5位まで表示する。なお、 小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する（入札額が同額によるものは除く）。

改正前	改正後
6-2(3) 標準点及び加算点 イ 加算点 (中略) 加算点は <u>小数第3位以下を切り捨て、</u> 小数第2位まで表示する。	6-2(3) 標準点及び加算点 イ 加算点 (中略) 加算点 の端数処理は行わない。ただし、調書上は 小数第2位まで表示する。

(2) 測量・設計における評価値算出及び価格評価点算出のための端数処理

建設工事と同様、評価値や価格評価点の端数処理の考え方を下記のとおり改めます。

改正前	改正後
6-3(1) 評価値の算出方法 ア 評価値は <u>小数第6位以下を切り捨て、</u> 小数第5位まで表示する。	6-3(1) 評価値の算出方法 ア 落札者の決定に際し評価値の端数処理は行わない。ただし、調書上は 小数第5位まで表示する。なお、 小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する。（入札額が同額によるものは除く）。

改正前	改正後
6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点 イ 価格評価点 (中略) ※価格評価点は <u>小数第6位以下を切り捨て、</u> 小数第5位まで表示する。	6-3(3) 標準点、価格評価点、技術評価点 イ 価格評価点 (中略) ※価格評価点 の端数処理は行わない。ただし、調書上は 小数第5位まで表示する。なお、 小数第5位まで同値の場合は判別できる桁まで表示する。（入札額が同額によるものは除く）。

2 適用日

令和6年8月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件からの適用を予定しています。

【総合評価方式に関する問合せ先】

四日市港管理組合 経営企画部 建設課 TEL：059-366-7028
防災営繕課 TEL：059-366-7027